

父子家庭に対する児童扶養手当の支給を求める意見書

近年、離婚等によるひとり親家庭が増加しているが、急激な景気の後退や雇用情勢の悪化に伴い、母子家庭だけでなく父子家庭の多くも育児・教育・家事等の面で困難を抱えている上に、経済的にも大きな悩みを抱えている。

現在、子育て支援、就労支援、養育費確保などのための総合的な施策の一環として、児童扶養手当制度が設けられているが、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当は、母子家庭等を支給対象としており、父子家庭はその対象とされていない。

戦後、母子家庭は支援の必要性が高い経済的弱者として、母子及び寡婦福祉法や児童扶養手当法などの国の法制度が整備され、母子家庭に対する施策が推進されてきた。一方、近年の社会・経済状況の大きな変化の中で、子どもと共に生活をするために必要な収入が得られない

父子家庭も増加しており、地方自治体の中には、法改正を待てず、やむを得ず、独自の事業として父子家庭に対する財政援助を行っているところも出てきている。

一方で、女性と男性が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、国及び地方において進められているところでもあり、父子家庭の子どもたちも安心して伸び伸びと健やかに成長し、保護者にとっても子育てに伴う喜びが実感できる社会を構築することは重要な課題である。

よって、鈴鹿市議会は、国会及び政府が、児童扶養手当法を改正し、父子家庭についても児童扶養手当の支給の対象とされるよう下記のことについて強く要請する。

記

1. 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当は、母子家庭のみを対象とするのではなく、父子家庭も含めた、ひとり親家庭としての制度として位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月24日
鈴鹿市議会議長 大谷 徹

会議録のお知らせ

一般質問や議案質疑など本会議の詳しい内容については、会議録が閲覧できますのでご覧ください。6月定例会の会議録は、9月中旬に市立図書館及び各地区市民センターなどに配布予定です。また、鈴鹿市議会ホームページに、会議録検索システムを掲載していますのでご覧ください。

傍聴のご案内

本会議や常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会は傍聴できます。日程は市役所の掲示板と市議会のホームページに掲載します。ただし、日時が変更になる場合がありますので、傍聴する場合は、事前に議会事務局へご確認ください。電話 382-7600

テレビ中継のお知らせ

本会議の代表・一般質問を、CNSテレビ(アナログ20ch・デジタル122ch)で生放送します。放送時間は、午前10時(開会時間)から会議の終了までです。ぜひご覧ください。

議会広報広聴委員の紹介

私たちは今回の議会日より、議会広報広聴委員会の委員に任命されました。議会の活動内容等を皆様にごわかりやすくお伝えすることを心がけ、委員一同、精一杯頑張りますので、よろしくをお願いします。



市民のみなさんのご意見をお寄せください!

議会だよりに対するあなたのご意見・ご提案・ご要望をお聞かせください。お寄せいただいたご意見は、今後の議会だよりの発行の参考にさせていただきます。

〒513-8701
鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市議会事務局
TEL 059-382-7600 FAX 059-382-4876
メール giji@city.suzuka.lg.jp